

おにぎりの誤嚥と 看護上の過失

1. はじめに

今回は、入院中の高齢患者がおにぎりを誤嚥して死亡し、看護師に看護上の過失が認められた裁判例（福岡地裁平成19年6月26日判決）についてご紹介します。

2. 事案の概要

A（当時80歳）は、平成15年12月、尿路感染症等の治療のため、Bが経営していた病院に入院しました。Aは歯の欠損が多く上下とも義歯を装着しており、看護日誌には「左上歯銀歯グラツキあり。食事摂取時は必ず義歯装着のこと。誤嚥危険大」と記載されていました。

平成16年1月12日、担当看護師Cは、Aに夕食としておにぎりを提供しましたが、Aに義歯を装着させませんでした。その後、Cが病室を離れている間に、Aはおにぎりを誤嚥して窒息し心肺停止状態となり、同年10月10日、呼吸不全で死亡しました。そこで、Aの子Xが、B及びCを被告として損害賠償を請求したのが本件です。

3. 争点

Cに、以下の過失があったか否かが争われました。

- ①本件事故当時、Aの嚥下状態が悪かったにもかかわらず、咀嚼・嚥下しにくいおにぎりを提供した過失
- ②歯科医師から食事摂取時は必ず義歯を装着するよう指示されていたにもかかわらず、義歯を装着させなかった過失
- ③誤嚥しないように、また、誤嚥した場合に直ちに吐き出させるために見守りをすべきであったにもかかわらず、これらを怠った過失

4. 裁判所の判断

裁判所は、①のおにぎりの提供については、これまでにAがおにぎりを摂食した際に咽せたことはなかったことなどから、おにぎりを提供したこと自体は過失とはいえないとしました。また、②の義歯を装着させなかった点についても、Aが摂食時に義歯の装着を拒否していたことなどから、過失を否定しました。しかし、③の見守りについては、Aは軽度の嚥下障害が続いていたこと、Cは事故前日の朝食時に牛乳を飲ませた際にAが咽せたのを現認していたこと、誤嚥防止のため義歯を装着するように指示されていることをCは認識していたことなどから、Cは一口ごとに食物を咀嚼して飲み込んだか否かを確認するなどして、Aが誤嚥することがないように注意深く見守る義務があったとしました。その上で、Cはかかる義務を怠り約30分間病室を離れ、Aの窒息に気づくのが遅れたとして過失を認めました。

5. コメント

Cは約5分おきにAの状態を確認していたと主張しましたが、供述に変遷があることなどを理由にその主張は認められませんでした。また、裁判所は、仮に5分程度の間隔で摂食状況を確認していたとしても、Aは誤嚥の危険性が高かったのであるから、より頻回の見回りをすべきであり、当時の看護体制（準夜帯）をもってCの過失を否定することはできないとも判示しました。

近時、医療機関や介護施設での誤嚥事故につき、病院や施設の責任を認めた裁判例が散見され、本件も同様のケースとして参考となります。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日進センタービル7階 電話：043-225-5242